

県立学校における新学期の学校運営方法について

I 基本的な考え方

5月25日(月)以降の新学期においては、本格的に授業を再開することとしているが、県内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況、政府のガイドライン等、及び県内の専門家等からのご意見等を踏まえ、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、段階的に部活動や学校行事等の教育活動を拡大していくこととする。

この場合、感染リスクが高まる3つの条件を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染症対策を継続するという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行う。

また、学校関係者の新規感染者の確認状況等に応じて、感染者の自宅待機、必要に応じた校舎の消毒、更には学校使用の停止、場合によっては再度の臨時休業等を行うものとする。

<新規の感染者が確認された場合等の学校の対応>

1 本県が「感染観察都道府県」に区分される場合

*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

(1) 学校関係者(*)に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊦こまめな換気、㊦十分に児童生徒間の間隔をとる、㊦近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

① 学校関係者の同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合

・ 保健所と相談のうえ、必要に応じて、学校関係者本人を自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が、PCR検査の受検対象者と判断された場合

・ 当該本人を、自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

③ 学校関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機とするとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

④ 学校関係者の感染が判明した場合

・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(以下「臨時休業ガイドライン」という。)に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、新たな臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

2 本県が「感染拡大注意都道府県」または「特定(警戒)都道府県」に区分される場合

臨時休業ガイドラインに準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、原則として学校単位に、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

II 対応方法

1 高等学校

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染症対策の実施

- 生徒の安全確保のため、基本的な感染症予防対策及び感染リスクが高まる「3密」対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認したうえで、感染症対策を行う。

<対策内容>

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
 - イ 保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は、当面の間、登校を控えるよう促す。
 - ウ 当面の間、特定（警戒）都道府県または感染拡大注意都道府県から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、登校しないこととする（該当する場合、学校に申告してもらう）。
 - エ 原則として教室等は常時複数の窓や戸を開放して授業等を行うこととする。天候等により常時の開放ができない場合は、こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
 - オ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が特に手などを触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口・便座など）を中心に消毒などを定期的に担当者を決めて実施する。
 - カ パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行う。各種実習において、教材、教具、機器や設備を共用する際にも、適切な消毒、手洗いを徹底すること。
 - キ 教室では、咳エチケットの要領でマスクを装着し、座席の配置を工夫するなどして可能な限り身体的距離をおおむね1～2m以上確保すること。必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用すること。教員は必要に応じて、フェイスシールドの活用等の感染症対策を行う。
 - ク 登下校の際は、咳エチケットの要領でマスクを装着すること。校門や玄関口等での密集が起らないよう、必要に応じて登下校時間帯の分散を行う。
 - ケ 更衣室等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。
 - コ 清掃は、「3密」を避けるよう配慮して実施するとともに、清掃後の手洗いを徹底する。
なお、トイレ清掃は、手洗い場と便器が設置されているエリアの担当者や用具を分けるなど感染拡大防止の視点から手順を見直す。
- 登下校時の列車利用に係る時差通学を継続する。

(2) 学習指導

① 基本的な考え方

- 現在のところ、学年の終期（学校教育法施行規則第79条、第104条）の変更はなされないと前提に立ち、学習指導計画を策定すること。
- 臨時休業等の期間に実施できなかった授業時数については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮し、原則として年内に当該時数の確保を図っていく。この場合、学校全体として、進学や就職を控える第3学年の生徒に配慮した学習指導計画を策定する。
- なお、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、特に最終学年以外の生徒については、学校行事等も含めた教育活動の実施に留意すること。

※ なお、上記2点の取扱いは、政府の検討状況を踏まえ、必要があれば、別途変更等の通知を行うものとする。

② 学習指導に係る留意点

- 令和2年度の教育課程内での補充のための授業を行ったうえで、必要に応じて教育課程に位

置付けない補習を実施するとともに、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。この場合、夏季休業を2週間程度短縮するとともに、第1、2学年の生徒についても1週間に2日程度、平日の放課後に補充のための1コマの授業を設定するなどして授業時数の確保に努めること。なお、生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、併せて、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。

- ・ 学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT※等を活用した家庭学習等を授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、協働学習や学校でしか実施できない実習等に重点化することを検討すること。この場合、授業以外の場において行うこととする学習活動については、学校で行う指導の補完的な取組として指導計画に位置付けるとともに、家庭との連携も図りながら指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な生徒に対しては、個別に指導を行う。

※G Suite for Education等を活用した効果的な家庭学習の促進等

- ・ 体育や音楽など、生徒が密集して長時間活動する学習活動については、感染リスクの高い学習を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。また、必要に応じて年間指導計画における指導順序の変更や家庭における学習との組み合わせによる指導計画の見直しを行うこと。

<リスクの高い学習活動例> (感染防止対策は、[別紙](#)参照)

ア 生徒が密集して長時間活動するグループ活動や音読などの発声を伴う活動

イ 実験・実習、実技を伴う学習活動で身体的接触や近距離での活動

ウ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動

エ 家庭科、農業科、水産科等における調理、食品加工などの実習

オ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

- ・ 進路相談や心のケアを要する生徒への対応に向け、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察体制の構築、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による教育相談体制を整備すること。

(3) 部活動

- ・ 教育課程内での補充のための授業計画や時差通学の実施方法と部活動の実施方法を調整した上で、原則として6月1日(月)から部活動を再開する。この場合、各校において補充のための授業計画を踏まえた平日における部活動の実施可能性(一人当たり1日1~2時間、週2日程度)を検討するとともに、地区単位で、時差通学の実施状況を踏まえながら、地区としての時差通学の在り方と各校における部活動の実施方法について調整を行うこととする。

なお、上記調整が整った学校については、6月1日前であっても適宜活動再開を認めるものとする。

- ・ 補充のための授業に支障がない範囲で、一人当たり平日週2日程度(1日1~2時間)、土曜日または日曜日のいずれか1日以内(1日2~3時間)の週3日以内の活動を開始する。

その後の活動の拡大については、時差通学の実施状況、生徒の体調管理状況等を踏まえながら、引き続き検討を進めていく。

※ 再開にあたっては、スポーツ保健課で示す「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」参照

(4) 学校行事

① 運動会、文化祭

- ・ 当面の間、中止ではなく延期扱いとすること。この間、内容、参加範囲の限定(不特定多数の参加を認めないなど)等、「3密」対策を踏まえた実施方法を検討すること。

② 修学旅行

- ・ 当面の間、中止ではなく延期扱いとすること。修学旅行先については、十分検討を行うこと。なお、下記「③宿泊を伴う学校行事及び校外学習」の実施方法を参考に、県内で郷土を知り体

験する機会とすることについても検討すること。

③ 宿泊を伴う学校行事及び校外学習

- ・ 当面の間、県内でのみの学習とすること。なお、活動場所、移動、宿泊場所のそれぞれの場面において「3密」対策を徹底すること。

④ その他

- ・ その他の学校行事、生徒会活動、ホームルーム活動、ボランティア活動等については、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえ、実施の可否を検討する。特に食品の取扱い、資料や用具の手渡しや共有を極力避けた検討を行うこと。
- ・ 避難訓練等[※]については、新入生への早期周知の必要性や新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、可能な範囲での早期実施を図ることとする。実施に当たっては「3密」対策を踏まえるとともに、時間の短縮や学年毎の実施などの規模縮小も含め、感染防止対策に十分留意しつつ、適切に実施すること。

※消防法第8条による義務：学校における消火訓練・通報訓練・避難訓練の実施

(5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 職員室においても身体的距離の確保に努め、必要に応じて別室で業務を行う等の対応をとること。業務にあたっては、パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行うこと。
- ・ 教職員の出張については、真に必要なものに限定すること。併せて、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・ 当面の間、特定（警戒）都道府県または感染拡大注意都道府県から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、職務命令による 在宅勤務とする。

(6) 給食に関すること

- ・ 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底すること。（調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認、衛生的な調理作業・配食）
- ・ 給食当番の生徒の健康観察を行い、食事前後の手洗い等を徹底すること。
- ・ 換気の徹底、対面での着席の回避、会食時は会話を避ける等の給食時の約束事について指導すること。

※令和2年4月28日付けスポ保第135号「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和2年5月11日付けスポーツ保健課事務連絡「学校再開等に係る学校給食実施に向けての留意点について」を参照

(7) その他留意事項

- ・ 生徒・保護者の不安を軽減するため、学校の取組みを周知する。
- ・ 感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する長期間の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められていることから、クラスターの発生が認められている場所を避けるなどの生徒の行動変容を促す指導を行う。
- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

(8) その他

- ・ 政府が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施について、各取組みに関する詳細を調整が整ったものから随時情報提供する（「新しい生活様式」を踏まえた、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルの作成・提供を行う等）こととしていることや、本県における「新しい生活様式」の定着状況などを踏まえて、対応の詳細を検討していく必要があることから、この取扱いについては、今後、適宜、見直しを図っていくこととする。目安と

して、6月末に7月以降の取組みの変更点を通知することとする。

2 特別支援学校

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染症対策の実施

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。放課後等デイサービス等による送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について、十分に連携の上対応すること。

(2) 学習指導

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。身体の接触を伴う活動や介助の際の感染防止対策に留意すること。

(3) 部活動

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(4) 学校行事

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(5) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(6) 医療的ケア児及び基礎疾患等のある幼児児童生徒に関すること

- ・ 医療的ケア児や基礎疾患等のある幼児児童生徒については、健康状態等、よりきめ細やかに把握するとともに、衛生管理を徹底した上で、主治医等に相談の上、該当幼児児童生徒の状態等に基づき、個別に登校の判断をすること。

(7) 訪問教育に関すること

- ・ 家庭や病院への訪問教育の実施については、該当児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で、保護者や病院との情報共有のもと、授業の可否について判断すること。

(8) 給食に関すること

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(9) 寄宿舎に関すること

- ・ 舎食については、学校給食の対応と同様とする。
- ・ 入浴については、時差をつける、一回の入浴者数を制限するなどの工夫をすること。
- ・ 余暇活動については、密集しないよう場所を分けて行うようにすること。

(10) その他の留意事項

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(11) その他

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

3 小・中学校（市町村教育委員会への要請）

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染症対策の実施

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(2) 学習指導

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。最終学年である小学6年生と中学3年生の児童生徒に配慮した学習指導計画を策定する。

(3) 部活動

- ・ 通常の日課による授業の再開に合わせ、活動を再開する。一人当たり平日週2日程度（1～2時間）、土曜日または日曜日のいずれか1日以内（1日2～3時間）の週3日以内の活動とする。地域の状況や学校の規模、生徒の体調管理状況等を踏まえながら、段階的に活動日（時間）を増やしていく。

※ 再開にあたっては、スポーツ保健課で示す「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」参照

- (4) 学校行事
 - ・ 基本的に高等学校と同様とする。
- (5) 教職員の対応
 - ・ 高等学校と同様とする。
- (6) 給食に関すること
 - ・ 高等学校と同様の対応とする。
- (7) その他の留意事項
 - ・ 高等学校と同様の対応とする。
- (8) その他
 - ・ 高等学校と同様の対応とする。

【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉

高校教育課TEL023-630-3067、3106

〈特別支援学校に関すること〉

特別支援教育課TEL023-630-3346

〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉

スポーツ保健課TEL023-630-2562

〈小中学校に関すること〉

義務教育課TEL023-630-3416

〈教職員に関すること〉

教職員課 TEL023-630-2563

感染リスクの高い学習活動における感染防止対策例

- ア 生徒が密集して長時間活動するグループ活動や音読などの発声を伴う活動
- ・生徒が対面にならないようにする。
 - ・音読は、生徒を前後左右に分散させて行う。
 - ・資料等の共有や回覧はせず、ICT機器等を活用して拡大するなどして見やすく提示する。
 - ・グループ活動に替えて、教師が生徒の意見を黒板等で集約し、ファシリテーター役になって進める。
- イ 実験・実習、実技を伴う学習活動で身体的接触や近距離での活動
- ・生徒を少人数のグループに分けて、順番に実習を行う。
 - ・教師の師範や代表生徒の実験の様子を、ICT機器を活用してスクリーンに映して共有する。
 - ・生徒が対面しないようにし、間仕切りなどを活用する。実習中は、必要に応じて、マスクやフェイスシールドを着用する。
 - ・実験・実習のための用具、器具は共有せず、活動前後の手洗い、活動中の換気、用具の消毒を行う。
- ウ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、生徒同士が対面にならないようにする。
 - ・生徒の身体的距離を十分に確保する。
- エ 家庭科、農業科、水産科等における調理、食品加工などの実習
- ・実習前後の手洗い、実習中の換気、用具の消毒を行う。
 - ・実習中は、必要に応じて、マスクやフェイスシールドを着用する。
 - ・食器等の共有や配膳後の料理の交換は行わない。
- オ 体育科・保健体育科等における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・可能な限り屋外で実施することとし、生徒が集合・整列したりする場を避け、生徒の身体的距離を十分に確保する。
 - ・活動前後の手洗い、活動中の換気、用具の消毒を行う。
 - ・更衣は少人数のグループに分けて順番に行い、更衣室での密集を避ける。
 - ・感染予防を踏まえた年間指導計画の領域配置の例（別途発出するスポーツ保健課通知「体育・保健体育の授業の再開に向けた留意事項について」を参照）

時期	開設が望ましい領域
5月末～7月	体育理論、体づくり運動、ダンス、陸上競技（長距離走）
8月～12月	器械運動、陸上競技（短距離走を除く）、球技（ゴール型を除く）
1月～3月	陸上競技（短距離走）、球技（ゴール型）、武道 ※感染状況によっては今年度開設できない場合もある

※中学・高校の名称で記載しているため小学校は同じ系統の領域(取り扱わない領域もあり)